

地域商店・子育て世帯支援事業

令和3年度「元気かもがわウルトラセール」(第2弾)取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が落ち込んだ事業所の顧客の呼び戻しや新規開拓を進めるとともに、子育て世帯の生活支援と経済的な負担を軽減することを目的に、今年度も地方創生臨時交付金を活用し「元気かもがわウルトラセール」を実施します。今回は新規事業として、市内0歳から中学3年生までの子供がいる世帯に対し、子供1人につき1万円分の商品券を配布し、ウルトラセール参加店で利用できる商品券発行事業を行います。つきましては、関係要項等を遵守し、本事業に参画する事業者を募集します。

1. 元気かもがわウルトラセール(第2弾)の概要

(1) 事業内容	<p>①地域商店支援事業：新型コロナウイルス感染症対策を講じている事業所を対象にお買物割引券を配布する。</p> <p>②子育て世帯支援事業：令和3年9月1日現在で市内0歳から中学3年生までの子供のいる世帯に対し、子供1人につき1万円分の商品券(1,000円券×10枚)を配布する。(0歳児は商品券の利用期限までに出生届があった場合も対象とする。)商品券の利用店舗は①と同じ。</p>
(2) 利用期間	令和3年10月1日(金)～令和3年11月30日(火)
(3) 募集事業者数	<p>300事業者(申込多数の場合は割引券配布枚数を調整予定)</p> <p>※複数店舗を経営の方は、1つの事業者での申込となります。</p>
(4) 利用可能店舗等	<p>鴨川市商工会の会員で、市内に店舗や事業所等がある、小売業、卸売業、飲食業、サービス業、その他の事業者が対象です。</p> <p>※以下の事業者は対象外です。</p> <p>①第二弾「ウェルカモキャンペーン」に参加した事業者(市の指導により)</p> <p>②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)が営業をおこなっているもの。</p> <p>③風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法第122号)第2条に規定するもの、またこれに類するもの。</p> <p>④特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの。</p>
(5) 割引支援総額	<p>割引支援額=1,000円×200枚</p> <p>1事業者あたり最大20万円まで</p> <p>※参加事業者数で変動あり</p>

(5) 割引支援総額	<p>★千葉県感染拡大防止対策協力金を受け取った飲食業の方は、割引券支援額が他の事業者の75%となります。(1事業者あたり最大15万円まで)</p> <p>割引支援総額 5,500万円 (協力金受取飲食業 15万円×100事業者=1,500万円 その他事業者 20万円×200事業者=4,000万円)</p>
(6) 割引券利用額の制限	<p>割引券の利用は、1回の会計時に、原則<u>1人あたり5枚5,000円</u>を上限とする。(高額商品はその限りではありません。事務局にお問合せください。)</p>
(7) 商品等の割引率及び割引方法等	<p>① 割引内容は、店舗ごとに以下の例を参考に、最低10%～最高50%の間を設定して下さい。共同折込チラシにて各店舗のセール内容を広報します。</p> <p>例えば</p> <p>【小売業】</p> <p>ウルトラセール期間限定のウルトラセット(3,000円分の商品詰め合わせ)を2,000円で販売します≪33%割引≫</p> <p>【飲食業】</p> <p>当店一押し「かもがわ」コース(5,000円)を予約のお客様には2,000円の飲み放題が無料についてきます≪29%割引≫</p> <p>【サービス】</p> <p>カットのお客様にヘアカラーを1,000円引きでご提供します≪最大50%割引≫</p> <p>※より魅力ある商品づくりや新サービスのPRに取り組んでいただきたいことから、割引商品は可能な限り、全商品を対象とする一律割引ではなく、新商品やおすすめサービスなどを提案し、個別商品で設定をお願いします。</p> <p>② 利用期間中に、各店舗で設定した割引額に応じたて、<u>割引券を利用して、購入時(サービス提供時)に割引して下さい。</u></p> <p>③ 利用した割引券は、使用済みであることを明示するために、割引券裏面の署名欄に、<u>使用したお客様の名前・住所をボールペン等にて記入していただいて下さい。</u></p> <p>④ 利用済割引券は、「4.換金について」の手順に従い換金手続きをして下さい。</p>
(8) 商品券配布総額	<p>商品券10,000円分(1,000円券を10枚)を0歳から中学3年生のいる世帯に配布</p> <p>10,000円×3,380人=3,380万円</p>

(9) 商品券利用方法、 利用額の制限、使用 方法等	<p>①商品券は利用期間中に各店舗で1,000円の金券として使用できます。</p> <p>②1店舗につき、利用額の制限はありません。</p> <p>③受け取った商品券は使用店舗として店舗名を記入し、「3.換金について」の順に従い換金手続きをして下さい。</p> <p>④商品券は割引券と併用できます。</p>
(10) 参加料	<p>割引券配布金額の5%を広告宣伝等のために参加料としていただきます。(100円未満切り捨て)</p> <p>割引支援額は応募者多数の場合、変動することがございますので割引支援額が確定しましたら、徴収させていただきます。</p>
(11) 参加店の広報 等	<p>参加店をHP、新聞折込等の方法で広報いたします。</p> <p>参加店にのぼりとA2ポスターを配布します。</p>
(12) 取扱い遵守事項	<p>①割引券・商品券は取扱店における物品販売又は役務の提供など取引において使用可能です。</p> <p>②割引券・商品券の利用対象とならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産や金融商品 2. たばこ 3. 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの 4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 5. 国税、地方税、使用料などの公租公課 <p>④割引券・商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことはできません。</p> <p>⑤取扱店において、本割引券の利用対象とする商品・役務を独自に定め、利用者が認識できるよう明示してください。</p> <p>⑥割引券・商品券の盗難・紛失または偽造等に対して、発行者は責を負いません。</p> <p>⑦商品券の使用の際、お釣りは出しません。</p> <p>※上記の行為が発覚した場合は、損害賠償、登録の取消、換金の拒否等の処分を行う場合があります。</p>

2. 申込方法等

(1) 申込方法

割引券取扱店として登録を希望される方は、同封の「『元気かもがわウルトラセール』登録申込書、誓約書」（別紙①）に必要事項を記入し、郵送・持参・FAXのいずれかの方法で、鴨川市商工会へご提出ください。商工会 FAX：04-7092-0579

◆郵送先 〒296-0001 鴨川市横渚 643-2 鴨川市商工会 あて

(2) 申込期限

令和3年7月31日（土）まで（郵送の場合は7/31消印有効）

なお、参加事業者が300事業者に満たない場合は、7月31日以降も電話のみにて先着順で受付を行います。

追加電話受付は8月2日（月）午前9時～（8月6日午後5時まで）
※申込書は鴨川市商工会ホームページからもダウンロードできます。

[\(http://www.chibaken.or.jp/37kamogawa/\)](http://www.chibaken.or.jp/37kamogawa/)

（3）登録・承認・取消

登録申込みのあった事業者は、鴨川市商工会において登録の可否を判断し登録するものとし、受付日から一週間以内に事業者あてに通知します。

申込書に商工会の受付印を押したものを返送・FAXしますので、それをもって登録完了といたします。一週間以内に届かなかった場合は商工会へご連絡ください。

登録後であっても下記に該当する場合登録を取り消すことがあります。

- ① 申込内容に虚偽があった場合
- ② 募集要項に違反する行為が認められた場合
- ③ 鴨川市商工会が登録を取り消すことが適当と判断した場合

3. 使用済み割引券・商品券の換金及び参加料の徴収について

（1）換金の期間

令和3年10月6日（水）から令和3年12月9日（木）

※換金期間を過ぎた割引券・商品券は無効とします。

※以下（3）換金の方法の③に受付日及び受付時間の指定があります

（2）換金取扱機関（予定）

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・千葉銀行 鴨川支店／天津支店 | ・千葉興業銀行 鴨川支店 |
| ・京葉銀行 鴨川支店 | ・房総信用組合 鴨川支店 |
| ・館山信用金庫 鴨川支店 | ・館山信用金庫 天津小湊支店 |

以上6店舗の金融機関の口座以外では換金できませんので、ご注意ください。

（3）換金の方法

- ①元気かもがわウルトラセール登録申込書で「換金に係る指定口座」を届け出るにより、上記のいずれかを換金取扱機関とし、換金資金の振込口座を指定・登録する。
- ②取扱店は、指定した換金取扱機関の窓口に「使用済み割引券」「使用済み商品券」と「換金申込書」を持参し、換金申込をする。
- ③換金取扱機関の受付日及び受付時間は、換金期間中の各月の1日～23日までの営業日のうち、火曜日・水曜日・木曜日の9：00～14：00とします。
- ④換金取扱機関は、上記②を確認し、受付日の翌営業日以降2週間以内の営業日を目途に指定・登録された口座に入金する。

(4) 参加料の徴収方法

登録金融機関により、徴収方法が異なります。

- ・館山信用金庫、房総信用組合の2行

参加料を商工会までご持参、またはお振込みをお願いします。

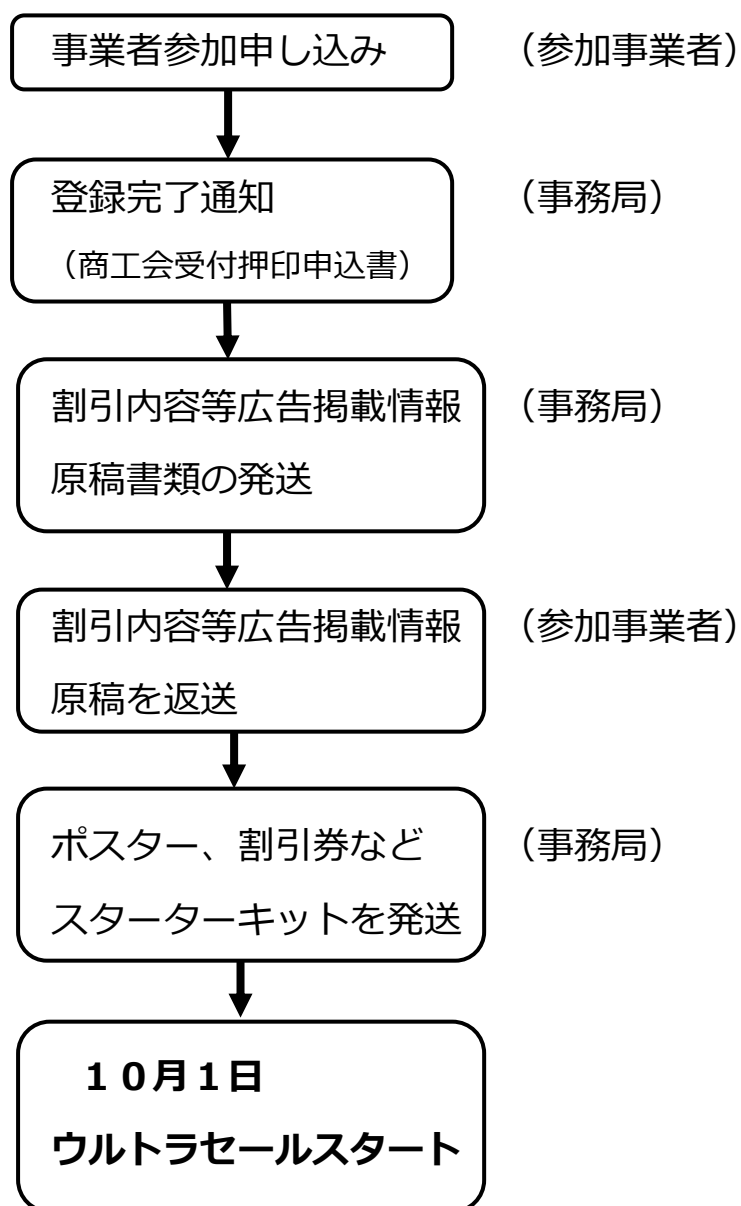
- ・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行の3行

事業者への第1回目の振込の際に、換金額より徴収いたします。

$$\text{第1回振込額} = \text{換金額} - \text{参加料}$$

※第1回振込額で引ききれなかった場合は第2回目以降の振込額より徴収いたします。

4. 申し込み後の流れについて



※割引内容等広告掲載情報原稿の返送など、締切があるものについては
締切を厳守してください。

※セール開始後の割引内容の変更は原則できません。

5. その他留意事項

- (1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、鴨川市商工会がその対応を決定します。
- (2) 本事業は鴨川市に対する国の補助事業であることから国や鴨川市の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。
- (3) 事業終了後、アンケートへの協力をお願いします。